

# インフルエンザに係る提出書類の変更について

(令和2年10月19日改訂)

爽秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素より本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本校ではこれまで、学校感染症であるインフルエンザに罹患し登校を再開する際、「学校感染症証明書」を提出していただいていたのですが、県教育委員会からの通知により、インフルエンザに限り医師作成の書類提出を不要といたします。

今後、インフルエンザと診断を受けた場合は、この用紙裏面の「インフルエンザ罹患届」(保護者記入)を提出していただきますよう、新たにお願いいたします。療養期間については、医師の指示に従いご記入ください。

ただし、インフルエンザ以外の感染症については、今までどおり「学校感染症証明書」(医師による記入)の提出が必要ですのでよろしくごお願いいたします。尚、新型コロナウイルス感染症については、現時点では保健所の指示に従うよう合わせてお願いいたします。

## 参考資料

\* (学校保健安全法第十九条：出席停止基準)

インフルエンザにあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで

\* インフルエンザの出席停止期間の例

		発症日	発症後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱 (出席停止)	解熱 (出席停止)	解熱1日目 (出席停止)	解熱2日目 (出席停止)	解熱3日目 (出席停止)	解熱4日目 (出席停止)	出席 OK	
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱 (出席停止)	発熱 (出席停止)	解熱 (出席停止)	解熱1日目 (出席停止)	解熱2日目 (出席停止)	解熱3日目 (出席停止)	出席 OK	
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱 (出席停止)	発熱 (出席停止)	発熱 (出席停止)	解熱 (出席停止)	解熱1日目 (出席停止)	解熱2日目 (出席停止)	出席 OK	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱 (出席停止)	発熱 (出席停止)	発熱 (出席停止)	発熱 (出席停止)	解熱 (出席停止)	解熱1日目 (出席停止)	解熱2日目 (出席停止)	出席 OK

処方された薬により、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の指示に従ってください。